

平成30年度 第2回小田原市総合教育会議

日時：平成31年2月12日（火）

午後1時30分から3時30分まで

場所：市役所3階全員協議会室

次 第

1. あいさつ

2. 議 題

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について（資料1）

3. その他

平成31年度総合教育会議のテーマについて（資料2、資料3）

小田原市総合教育会議名簿

氏 名	所 属 等
加藤 憲一	小田原市長
栢沼 行雄	小田原市教育長
和田 重宏	教育委員（教育長職務代理者）
萩原 美由紀	教育委員
吉田 眞理	教育委員
森本 浩司	教育委員

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子案）

1 目的

- ・乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義がある。
- ・そこで、本市が実施してきた就学前教育・保育の基本的な考え方や役割、課題や質の向上に向けた取組の方向性などを踏まえ、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめることとした。

2 教育・保育を取り巻く状況

- ・国は「子育て安心プラン」（平成 29 年）を発表し、平成 31 年度末までに全国で約 32 万人分の保育の受け皿を整備するとした。
- ・国は、将来的には保育所ニーズは増加した後に横ばい、幼稚園ニーズは大きく減少する見通しから、今後は保育の量的ニーズの長期的見通しと、資源の活用が必要となるとし、教育・保育の量的ニーズの減少を質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置や職員の質的向上等により充実した環境を用意する必要があるともしている。
- ・文部科学省、厚生労働省は平成 30 年度から、それぞれ「幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会」をスタートし、教育・保育の質の確保方策の検討が進められている。
- ・特別な支援や配慮の必要な子どもの増加、保育時間の長時間化、預かり保育への対応等、保育者の負担感が増大しており、現在、国が中心となり保育者の処遇改善、質の向上に向けたスキルアップ、業務の効率化などにより、働きやすい環境の整備が進められている。

3 本市の就学前教育・保育の現状と課題

（1）これまでの取組経過

- ・平成 27 年 3 月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」において、幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めている。
- ・公立幼稚園においては、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月）を基に、預かり保育の拡充、3 歳児保育導入の検討等に取り組んできた。
- ・平成 28 年 3 月に策定した「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化など、取組の方向性を整理した。
- ・平成 30 年 3 月に改定した「小田原市学校教育振興基本計画」において、幼保一体化の観点から認定こども園の早期設置を検討するとした。

（2）本市の就学前教育・保育ニーズの見込み

- ・国の待機児童の目標年（平成 32 年）以降も女性の就業率の上昇に応じて増加するが、女性の就業率が国の水準（80%）に近いと見込まれる。
- ・推計においては、保育ニーズの上昇率は鈍くなる一方で児童数の減少は続くことから、平成 37 年～42 年の間で保育ニーズのピークアウトが見込まれる。教育ニーズは、平成 42 年には 32 年に対して 6 割強まで減少することが見込まれる。

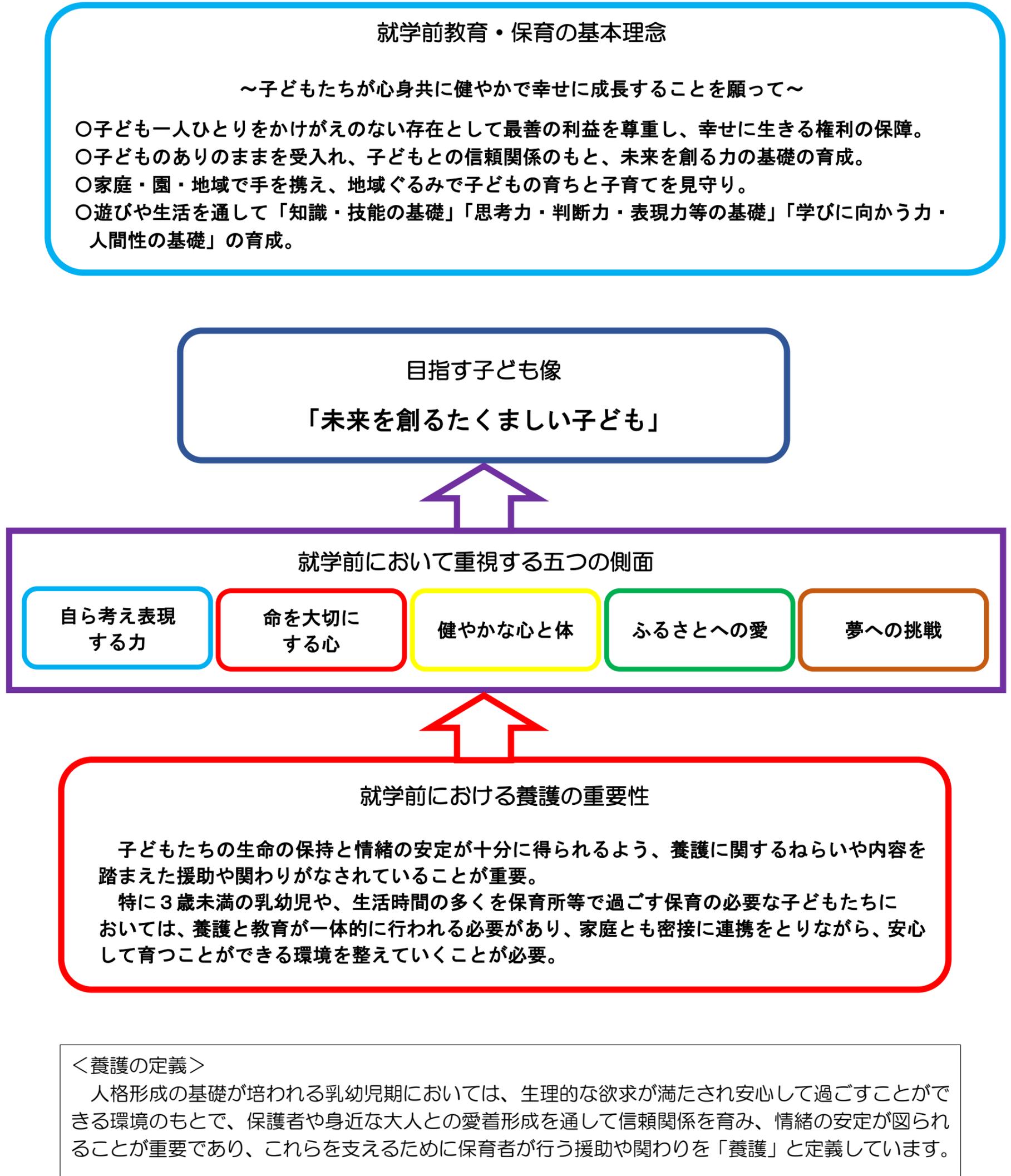
（3）就学前教育・保育施設の現状と課題

- ・幼稚園は、公立私立とも定員割れしており、特に公立の利用率が低く、適正な集団規模の確保が難しい園もある。反面、保育所は、高くなっている。今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要。
- ・特別な支援や配慮の必要な子どもの増加に対応するため、職員の加配や早期発達支援の充実などが必要。
- ・改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、更なる幼児教育・保育の内容の充実が必要。
- ・小学校との接続を円滑に行うため、幼稚園・保育所と小学校との連携を深めていくことが大切。
- ・幼稚園と保育所の連携が求められており、共通カリキュラムの作成や教育・保育の一体的推進の体制づくりが必要。
- ・地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育は子育て家庭への支援が必要。
- ・公立施設の老朽化が進んでおり、施設の役割や必要性を踏まえて統合・廃止、建替えなどの判断が必要。

4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

- ・「子どもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要。
- ・就学前から、小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましい。

<体系図>



5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

(1) 公立施設が果たす役割

- ・本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心に取り組みられてきており、公立施設は量的・区域的な不足を補う目的で整備されてきたが、施設の老朽化や、幼稚園の園児減少が深刻な課題となっている。
- ・現在は、待機児童解消に向け、民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めているが、一方で、就学前教育の重要性の観点から、就学前教育・保育の質の充実に向けた対応が求められている。
- ・本市は、幼稚園・保育所の両方に公立施設を設置・運営してきたことから、それぞれに蓄積されたノウハウや経験を統合し、活用できるという優位な点もある。
- ・今後、公立施設として次のような役割を担うとともに、民間施設との積極的な協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていく。

① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割

- ・質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するためには、公立幼稚園・保育所が蓄積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践・研究を通してブラッシュアップするとともに、大学や研究機関等との連携を図り、ノウハウや研究成果を研修会等を通じて現場に還元していくことが重要。
- ・幼保一体化の具体の姿として、保育の必要性の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園は、実践・研究活動の場として最適な施設。
- ・認定こども園モデル園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を行う。
- ・認定こども園の整備とともに、公立施設の老朽化や利用の状況、ニーズ見込みを踏まえ統合・廃止を実施する。
- ・保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進める。

② インクルーシブな環境づくりに対する役割

- ・受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキルの向上が必要であり、公立施設は積極的な受入れと療育機関や学校等との連携体制の充実を図る役割を果たす。
- ・平成32年4月に開設予定となっている（仮称）おだわら子ども教育支援センターでの発達支援を軸とした切れ目のない相談・支援体制と連携しながら、支援環境の向上を図る。
- ・得られた知見や連携体制を民間施設と共有しながら、インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを一体的に図っていく。

③ 幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割

- ・就学前施設は、現在、小学校との連携を図り円滑な接続に努めているが、公立施設がハブとしての役割を果たし、市の施策等を踏まえた連携をさらに深め、様々な関係機関と連携していくことが有効。
- ・公立幼稚園・保育所にコーディネーター機能を持たせ、小学校との接続がより円滑に行える環境を整える。
- ・これまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、より豊かに学び育つ環境を整えていく。

④ 地域の子育て支援の拠点としての役割

- ・幼稚園・保育所には地域の子育て支援の役割があり、保護者等に対して幼児教育への理解を促したり、保護者自身の成長を支えたりする場であることが求められている。
- ・これまで取り組んできた園庭開放や地域の育児サークル等との連携などのノウハウを生かし、民間施設とも連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担う。

⑤ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

- ・公立施設は量的ニーズの減少に対する緩衝帯としての役割を果たす必要がある。ニーズの状況や民間施設の動向などを見据え、必要に応じて施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行う。

(2) 公立施設運営における今後の取組

- ・次の2点について、早期に重点的に進める。

① 施設の統合・廃止と認定こども園の開設

- ・公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、統合・廃止を具体的に進めていく。
- ・公立保育所においては、待機児童対策等の取組を進めるとともに、就学前教育・保育の一体的提供を通じた質の向上に取り組む。
- ・複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を始める。
- ・モデル園での効果検証とともに、保育ニーズの状況や施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断する。

② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合化

- ・組織体制を整理し担当部局を統合化し、教育・保育の知見の統合化による質の向上を図るとともに、より効率的な人事運用を進める。

6. 今後のスケジュール

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえ、公立幼稚園・保育所の施設の統合・廃止や、認定こども園の開設について具体的な検討を開始するとともに、平成32年度から計画期間がスタートする「小田原市子ども・子育て支援事業計画」(改定)の中に反映させていく。
- ・平成31年度は、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに、私立幼稚園や民間保育所等との意見交換を行い、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理する。

教育大綱の改訂について

1 法律上の位置づけ

	教育大綱	学校教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長（市長）	地方公共団体（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

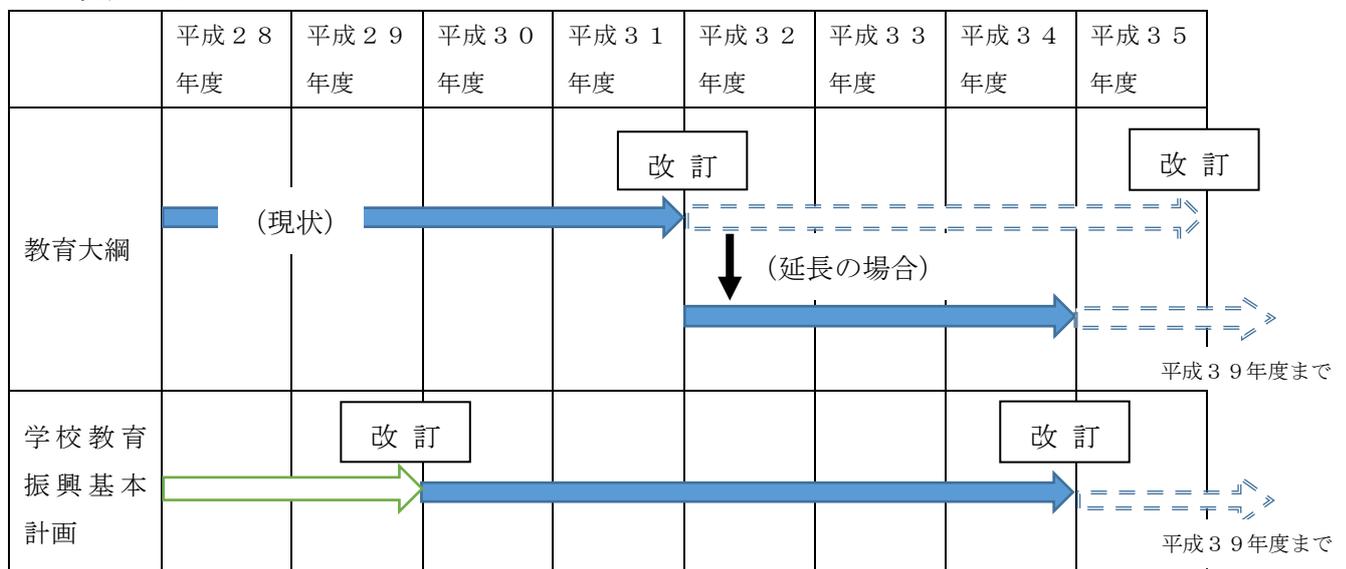
2 教育大綱と学校教育振興基本計画の関係

学校教育振興基本計画の改訂時に、教育大綱の3つの基本目標と9つの重点方針を、学校教育振興基本計画の基本目標及び重点方針として位置づけ、計画の見直しを行っていることから、計画年次、計画期間が異なっているものの現時点で教育大綱と学校教育振興基本計画の整合性は図られている。

○教育大綱 平成28年度から平成31年度（計画期間：4年間）

○学校教育振興基本計画 平成30年度から平成34年度（計画期間：5年間）

3 改訂スケジュール



総合教育会議議題一覧

年度	開催日	議題	備考
平成27年度	7月2日	(1) 小田原市総合教育会議運営要綱(案)について (2) 小田原市総合教育会議傍聴要綱(案)について (3) 大綱策定について	
	10月22日	(1) 大綱策定について (2) その他(来年度の教育分野の予算編成について)	
	1月28日	(1) 大綱策定について	
平成28年度	8月29日	(1) 教育関係予算の考え方について	
	3月28日	(1) 学校教育振興基本計画の改訂について	
平成29年度	7月26日	(1) 地域ぐるみで取り組む教育環境づくりについて (2) 教育施設環境の整備について	
	10月26日	(1) 小田原の子どもがめざす姿について	
	2月5日	(1) キャリア教育について (2) 今後の学校施設整備の考え方について	
平成30年度	8月3日	(1) 今後の学校施設整備の考え方について (2) 就学前教育・保育のあり方について	白山中学校北館 1階多目的室